

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06) 6568-2047

以下に紹介する文書は、平成27年10月実施の「人権問題に関する府民意識調査」調査票と平成28年1月22日に開かれた大阪府同和問題解決推進審議会において大阪府が資料配付した『旧同和对策事業対象地域の課題について』—実態把握の結果及び専門委員を踏まえて—についての石倉康次氏（立命館大学）の報告です。「意識調査」については「人権問題に関する府民意識調査報告書」（平成28年3月）としてまとめられています。どちらの文書も大阪府HP「人権・男女共同参画」の項に掲載されています。それを開いていただいて以下の文書を理解する素材としてください。

<3月4日に開かれた部落問題研究所現状・理論部会での報告>

大阪府にみる人権・同和関係調査の最近の新しい変化

石倉康次（立命館大学産業社会学部）

はじめに

大阪府が国の同和对策関連事業が終結した後も「意識調査」や「実態調査」を実施継続をしていたことについて、早期から大阪の「民主主義と人権を守る府民連合」や「人権と部落問題」誌によって批判活動が続けられてきた。

しかし近年になって、顕著な変化が起こっている。それをあらわすものとして、次の二つの資料を手掛かりに検討をおこなう。

大阪府府民文化部人権局人権企画課教育・啓発グループ「人権問題に関する府民意識調査」調査票（2015年9月）

大阪府府民文化部人権局「旧同和对策事業対象地域の課題について—実態把握の結果及び専門委員の意見を踏まえて—」（2016年1月22日）

1. 「人権意識に関する府民意識調査」について

(1) 2010年11月の「意識調査」と比較して、2015年の「意識調査」でなくなった項目

- ・「結婚相手を考える際に、気になること（なったことはどんなことですか。…）」
- ・「あなたは、家を購入したり、マンションを借りたりするなど、…」
- ・「これからは、主に同和問題についてお聞きします」問 11~20。
- ・ 婚姻関係
- ・ 居住期間
- ・ 最終学歴

・「あなたは、関心のある人権問題の解決に向けて、なにか具体的な活動をしてみたいと考えていますか。」

この調査項目は「あなたは自治会・マンション管理組合や子ども会など地域の活動に参加しますか。」という問いに代わる。

※同和問題にかかわる「意識」に焦点づけた調査ではなくなる。

(2) 2015年9月の「意識調査」で取り上げられている項目

・市民間の関係（女性、被介護者、視覚障害者、外国人、ハンセン病・HIV感染者、ホームレス、同性愛者、パワハラ、プライバシー、ネット上での誹謗中傷等）で生じる偏見やトラブル（問1）

・「差別」についての「意識や考え」（問2、3）。その情報源（問4）。

・「人権問題に対する行政の取組」の認知度、継続の可否に関する意識（問5）

・交流会や自主活動への参加（問6）

・「家を買ったり借りたりする際に重視する（した）立地条件」（問7）、採用面接における質問で「人権上問題があると思うこと」（問8）、「結婚相手について重視する（した）こと」（問9、10）。

・「最近5年間に人権上問題と思われる言動を身近で見聞きしたことがありますか」（問11）。「それにどう対応しましたか?」「どうしたらよいと考えますか?」

※人権問題の対象としてあげられているのは、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者ハンセン病回復者、こころの病に関する人権問題、犯罪被害者、ホームレス、性的マイノリティー、職業や雇用をめぐる人権問題、セクハラ・パワハラ、ネット上での誹謗中傷、ヘイトスピーチ等

※行政がこれらの市民間の関係に関する意識調査を実施する意義はあるのか? 行政機関は意識調査を行う調査主体となることは、思想調査にならないか?

※人権にかかわる調査項目としては、市民生活に強い影響を及ぼす社会的な権力をもつ行政機関や企業やマスメディアについての項目が必要である。しかし、このような調査を権力をもった行政に委ねてしまうのは適切ではない。

2. 「旧同和対策事業対象地域の課題について一実態把握の結果及び専門委員の意見を踏まえて一」

(1) 実態把握について

・「行政データを活用した実態把握」を平成17年度及び23年度に実施した。その結果、対象地域では関係市町の全体と比較して生活保護率が高いこと、大学進学率が低いことなど、依然として課題が見られることがわかった。

・「平成22年度の国勢調査データを集計・分析し、その結果として、対象地域では、大阪

府全域と比較して非正規労働者の割合が高いこと、完全失業者の割合が高いことなど、依然として課題が見られることがわかった。

- ・「実態把握の結果をどのように捉えるべきかについて、同和問題や差別論を専門とする学識者を大阪府同和問題解決推進審議会の専門委員に委嘱して幅広く意見を聴取した」とされている。

・専門委員

高田一宏 大阪大学大学院人間科学研究科准教授

灘本昌久 京都産業大学文化学部教授

西田芳正 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

三浦耕吉郎 関西学院大学社会学部教授

(2) 「実態把握の結果及び専門委員の意見から推認できること」はこれまで、私たちが指摘したこととも重なる妥当な結論になっている

- ①「対象地域で見られる課題の現れ方は多様であり、一括りにすることはできない」。
- ②「対象地域と同様の課題の集中が、対象地域以外にも見られる。」
- ③「対象地域で見られる課題は、必ずしも全てが部落差別の結果と捉えることはできない」

(3) ③にかかわって

「対象地域で人口が減少していることを踏まえると、対象地域で出生時から居住している人は大幅に減少していると考えられる」

「歴史的経緯を考慮すれば、対象地域にみられる生活実態面の課題には、部落差別からの何らかの影響を受けているものもあると考えられるが、実際に影響があるのか、あるとすればその影響が具体的にどのようなもので、どの程度のものかということは、この実態把握ではわからない」

※「影響がある」と推測しつつもその根拠を示せない。

(4) 「対象地域であることを教示」する調査、「対象地域出身であるか否か」「差別体験があるか否か」を問う調査を「不適切である」と妥当な判断を大阪府がしたことは、他の地方自治体にも示し是正を促す必要あり。

「特別対策としての同和対策事業が終了した現在においては、調査対象者に対して、居住地が対象地域であることを教示し、対象地域出身者であるか否か、差別体験があるか否か等センシティブな情報を収集する調査を実施することは困難である。」

「また、大阪府部落差別事象にかかる調査等の規制等に関する条例では、興信所、探偵事業者及び土地調査を行う者に対して対象地域に関する調査・報告を規制している。大阪府は本条例の規制対象ではないが、特別対策としての同和対策事業が終了した現在において、条例により差別防止の観点から規制している行為（対象地域の調査・報告）を、規制当局である大阪府が行うことは不適切である。」

(5) 「専門委員からの主な意見」

①「実態把握に関する主な意見」抜粋

- ・「対象地域に見られる生活実態面の課題への部落差別の影響を把握しようとするのであれば、対象地域の住民に対して、被差別体験の有無や転出入の理由等を聞き取るような調査が必要と考える」
- ・「部落差別意識と差別的言動は残っており、生活実態面の課題に関しても、これらの影響がなくなったとまでは言い切れない。これを解明するには、行政が行うのは難しいかもしれない、詳しい調査が必要だと思う」
- ・「この実態把握では平成12年調査にあったような部落差別と課題の因果関係についてのデータが収集できないため、対象地域にみられる課題と部落差別との因果関係の有無について言及することはできない」

※非行政機関で、12年調査をすれば、因果関係が解明できるとこだわっている！

②「生活実態面の課題に対する大阪府の施策に関する主な意見」抜粋

- ・「生活実態面の課題に関しては、対象地域以外にも課題の集中が見られることから、対象地域も含めて広く対策することが必要と考える」
- ・「生活困窮者の多い地域においては、NPO等が主体となった、住民と行政をつなぐ地域拠点があった方がいい」

※なぜ、行政だけではだめでNPOが必要なのか、どのようなNPOが必要なのか問われる。

- ・「大阪府全域と対象地域の状況を比較すると、若い世代において格差がかなり残っているということは重要なポイントである。」

※データが示されていないので、公営住宅をはじめ低家賃住宅に不安定就労の若年層が集中してきていることではないか吟味が必要。それは部落差別の結果ではなく、住宅状況がそのような層を集中させていることの結果ではないのかの吟味も必要。日本に社会保障としての住宅政策は特定対象者（貧困・被災地等）を対象としたものに限定され、すべての人を対象とした普遍的な施策（たとえば最低居住水準を確保した住宅を住宅手当で保障する）がないことによる。

- ・「近代以降、都市部の部落では流動化が激しくなっており、昔ながらの仕事、血筋（身分）、地域が一体となった部落差別は現在では存在しない。しかし、マイノリティーや貧困などの問題が混じり合っており、それによって地域が社会的排除の対象とされていることが「部落問題」であると考えられる。その意味からすると、「対象地域の課題は必ずしも全てが部落差別の結果と捉えられない」という表現は適切でないと思う。

※部落問題概念を「地域が社会的排除の対象とされていることに」身分差別からの系譜と切り離し非歴史的に拡張解釈する誤謬。

③「人口流動化に関する主な意見」抜粋

- ・「改良住宅や公営住宅の整備により、対象地域の環境改善が進んだことは良かったが、いろいろな階層や年齢層の人が定住できず、結果的に対象地域に低額所得者が集住するようになってしまっている。

※これは、住宅政策の進め方が影響しており国民融合を意識し住宅改良がおこなわれた地

域や、持ち家を多く残している地域では異なるのではないか。その意味では大阪的特徴ではないか。和歌山県では異なるのでは。

- ・「現住地居住期間が10年未満の住民の割合を対象地域と大阪府全域で比べると、対象地域の割合が低くなっており、最近10年間で、大阪府全域に比べて対象地域に移動してきた住民の割合が低いと考えられる。また、対象地域の人口も減少していることから、今回の実態調査から指摘できることは、…対象地域外への人口の流出だと思う。」

※データをみれば、32%と38.2%の差でそれほど大きな差異とは言えない。

- ・「改良住宅は、公営住宅と異なり、制度上、本来は住民が永続的に入居可能なものとして整備されたが、後に改良住宅にも導入された公営住宅と同様の家賃体系が、所得水準の上昇した住民の流出を促したといける」

※低家賃体系でなくなったことが流出の要因とは単純には言えない。自立意識の向上と評価したほうが妥当ではないか。また、地域内で住居用地を確保できなかったこともあるのではないか。

<この間の取り組みから>

3月17日（木）寝屋川市教委交渉。小中一貫校問題で市教委の回答書をもとに意見交換。要求に誠実に答えていない問題で改めて話し合いを行うよう要求。

3月24日（木）大阪市教委交渉。昨年11月提出した要望書に対する回答について意見交換を行う。市教委は、子どもに『同和地区』は今もあるかと聞かれたら、「ないといいます」、学校で部落問題にかかわる問題事象はあるかとの質問に「ございません」と回答した。（詳しくは民権連通信3月号号外）

3月25日（金）大阪府教委との懇談。1月21日の交渉で残された問題について話し合いを行う。

※この他、3月18日（金）には「大阪市同和問題に関する有識者会議」、3月22日（火）には「八尾市人権政策課との懇談」が開かれました。なお2月17日に大阪市に提出した「同和行政の完全終結と市民施策の充実を求める要求書」については4月以降に交渉を行う予定になっています。

憲法こわすな！

戦争法を廃止へ！

<5. 3おおさか絵がかり集会>

とき 5月3日（火）午後1時半

ところ 扇町公園

主催 集会実行委員会

※集会終了後、パレード

全国人権連第7回全国大会

1、日程 6月11日（土）午後1時半～

12日（日）午前9時～

2、会場 TKPガーデンシティ広島

（広島市中区中町8-18）

3、付議事項 決算案・予算案・運動方針案・新役員選出その他